

監 査 報 告 書

平成 22 年 5 月 20 日

学校法人 親和学園
理 事 会 御中
評議員会 御中

学校法人 親和学園

監 事 岡 本 茂 登 

監 事 大 柳 新 造 

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人親和学園寄附行為第 16 条に基づき、学校法人親和学園（以下、当学園という。）の平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）の学校法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。

私たちは、監査にあたり、常任理事会、理事会及び評議員会に出席するほか、理事長、常務理事から業務の状況を聴取するとともに、会計監査人から監査の結果を聴取するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、当学園の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。また、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は、当学園の平成 22 年 3 月 31 日現在の財産及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 5 月 31 日

学校法人 親 和 学 園

理 事 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

芝 池 勉 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小林 洋之 

当監査法人は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和 51 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号に基づき、学校法人親和学園の平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人親和学園の平成 22 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人与当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上